本城町配水区漏水調査業務委託（第３区）

仕　　様　　書

筑西市上下水道部水道課

第　1　章　　総則

1．適用範囲

本仕様書は、「本城町配水区漏水調査業務委託（第 3 区）」について、業務内容の必要な事項を定めるものとする。発注者及び受注者は、この仕様書に基づき、業務を履行しなければならない。

2．目的

本業務委託は、筑西市水道事業区域内の漏水調査を実施し、有収率の向上及び地下漏水による二次災害の防止を目的とする。

3．法令の遵守

業務の履行にあたり、水道法の他、労働関連法令、その他関係法令を遵守しなければならない。

4．提出書類

（1）契約締結後、業務開始前までに速やかに提出する書類

- 着手届
- 主任技術者届及び業務経歴書、保有資格証明書
- 調査技術者の業務経歴書、保有資格証明書
- 工程表
- 作業計画書
- 緊急連絡網
- その他必要とするもの

（2）定期報告書類

- 業務報告書（日報、月報）

（3）契約完了後速やかに提出する書類（成果品）

- 調査報告書（紙媒体 1 部、CD データ 1 枚）
- 調査写真帳（紙媒体 1 部、CD データ 1 枚）
- 完了届
- その他必要とするもの

5．技術者等

本業務に従事する技術者は、次の各号に定める職務内容と実務経験を有する者でなければならない。

（1）調査主任技師

調査業務および漏水防止対策業務に精通し、業務の統括、計画、立案、指導

を行い、実務経験を 7 年以上有する者で、日本水道協会が認定する水道管路施設管理技師 2 級以上の有資格者

（2）調査技師

漏水調査及び管路探知等の作業に習熟し、実務経験を 3 年以上有する者

（3）調査技師補

漏水調査または管路探知等の作業を実施し、実務経験を 1 年以上有する者

６．作業計画書

受注者は作業計画を策定し提出すること。なお、作業計画書には、次の事項について記載しなければならない。

（1）現場組織表、緊急時の体制及び連絡体制

（2）作業方法並びに作業手順

（3）安全衛生管理に関すること

（4）その他必要事項

７．守秘義務

当該業務に関して、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。特に、個人情報の取扱いについては十分注意すること。このことは、契約の解除及び契約の終了後においても同様とする。

８．資料の貸与

発注者より貸与された、戸番図・配管図などの資料は本業務終了後、速やかに返却すること。なお、発注者より貸与された資料について受注者は、破損、滅失、盗難、漏洩等の事故のないよう十分に注意し、発注者の許可なくみだりに複製・公開・第三者への貸与等をしてはならない。

９．安全管理

作業中、交通事故その他の事故防止に十分努めなければならない。事故が発生した場合は直ちに必要な措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び事故による被害の状況について直ちに水道課係員に報告しなければならない。

本業務中に受注者の原因によって生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受注者が一切の責任を負わなければならない。

１０．民地の立ち入り

民地に立ち入る際は、土地所有者及び付近居住者に承諾を得ること。疑わしき行動は避け、地域住民と協調を保ち、いたずらに摩擦を起こさぬよう十分心がけること。関係住民の苦情処理は、受注者が責任をもって解決するものとする。ただし、必要

な場合は、水道課係員と協議して、苦情処理にあたるものとする。

１１．身分証明書等の携帯

受注者は、屋外作業にあたって身分証明書を常時携帯し、腕章および社名入りの作業服・安全チョッキを着用し、作業を実施するものとする。

１２．提出期日

当該業務成果品の納期は、履行期間内とする。

なお、必要に応じ部分的な作業段階付き提出期日を定めて部分成果品の提出をさせることがある。

１３．疑義

本仕様書、契約書に定めのない事項及び、業務中における疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、解決するものとする。

第　2　章　　業務委託概要

１．漏水調査箇所

本市が指定した給・配水区域（別紙、位置図を参照)。

本城町配水区

筑西市甲、乙、丙、岡芹、稲野辺地内

２．漏水調査内容

本市が指定した給・配水区域において以下の内容で漏水調査を実施するものとする。

- 作業計画作成　　13.0km
- 現場下見調査　　13.0km
- 戸別音聴調査　　1,840 戸
- 弁栓音聴調査　　13.0km
- 路面音聴調査（昼間）　13.0km
- 漏水確認調査　　13.0km
- 報告書作成　　13.0km

第　3　章　　調査要領

１．作業計画作成

設計書等により、作業基本計画書を作成し、現場作業の効率化を図り、毎日の作業結果を集計・検討し工程管理を行うものとする。

２．現場下見調査

調査地域の配管状態について現地との照合、調査を実施する。

・施設状況の調査把握
・給・配水管埋設位置の確認
・弁栓類位置の確認
・横断管、残存管等の確認

３．戸別音聴調査

調査区域の量水器及び、止水栓に対し、目視による確認作業及び音聴棒による聴音作業を行い、可視漏水並びに漏水音の有無を判別する。

なお、作業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

４．弁栓音聴調査

調査区域内の仕切弁、消火栓、空気弁等の弁栓類に対し、目視による確認作業及び音聴棒による聴音作業を行い、可視漏水並びに漏水音の有無を判別する。

５．路面音聴調査（昼間）

路面より伝搬してきた漏水音を探知機で発見する作業であり、主として公道下の給・配水管上で発生している漏水の発見を目的とする調査を行う。

６．漏水確認調査

各調査にて発見された漏水疑似音箇所をボーリングバー等にて穿孔し、漏水の有無及び、位置の確認を行うものとする。

また、確認が困難な箇所に対しては、相関式漏水探知機を使用し漏水位置を特定すること。

ボーリング確認を実施する場合、他の埋設管等に損傷を与えないよう十分注意して調査を実施するものとする。

７．報告書作成

全調査終了後、速やかに報告書を作成し、発注者へ提出するものとする。